

平成27年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第31回)

(STC Associate)試験問題

- 問題 1. 外為法第 48 条第 1 項及び外為法第 25 条第 1 項も、「(A) を妨げることとなると認められるものとして」という書き出しで始まっている。(A) には、「国際的な平和及び安全の維持」が入る。
- 問題 2. 外為法第 48 条第 1 項中の「政令」とは、「輸出貿易管理令」のことである。
- 問題 3. 貨物 X が輸出令別表第 1 の 1 から 15 の項に該当しなければ、貨物 X に関する設計、製造、使用の技術も、常に外為令別表の 1 から 15 の項に該当しない。
- 問題 4. 東京の貿易会社 A は、輸出令別表第 1 の 10 の項で規制されている半導体レーザー α を中国のメーカー B から購入し、欧米で販売する予定である。貿易会社 A が、該非判定書を英文で作成する場合、輸出令別表第 1 の 10 の項は、国際輸出管理レジームの (X) に基づく規制なので、(X) のサイトにある英文を参考に作成すると良い。(X) には、「ワッセナー・アレンジメント」が入る。
- 問題 5. 札幌の貿易会社 A は、タイにある日系の化学品メーカー B から、輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に該当する貯蔵容器 (総価額 90 万円) の注文を受けた。この場合、貿易会社 A は少額特例を適用することができるので、輸出許可は不要である。
- 問題 6. 大阪にあるメーカー A は、3 年前に中国のメーカー B に輸出令別表第 1 の 2 の項に該当する工作機械 X 1 台を輸出許可を取得して輸出した。工作機械 X が、先月の台風による洪水で故障したため、メーカー A は、メーカー B からの依頼により、工作機械 X を先週、修理のために日本に輸入した。メーカー A が修理後、メーカー B に再輸出する場合、修理代と運送費で、約 200 万円 (これ以外の費用は発生していない) がかかったとしても、無償告示により輸出許可は不要である。
- 問題 7. 横浜にあるメーカー A は、中国にある子会社 B に、毎月 1 回、リスト規制に該当しない電子部品を輸出している。メーカー A は、外為法第 55 条の 10 第 1 項でいう「業として行う者」にはあたらないので、「輸出者等遵守基準を定める省令」による管理は必要ない。
- 問題 8. 名古屋にある A 大学では、アメリカにある姉妹校 B に輸出令別表第 1 の 4 の項に該当する合金を輸出する予定である。当該合金の使用目的が、基礎科学分野の研究活動であれば、A 大学は輸出許可を取る必要がない。

問題 9. インターネットを利用した電子メールによる海外や非居住者への技術提供は、警察の取締ができないので、外為法第 25 条第 1 項の規制対象となっていない。

問題 10. 名古屋のメーカー A の X 営業課長は、外国ユーザーリストに掲載されているイランの企業 B（懸念区分は、核）から、リスト規制に該当しない周波数変換器（核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例での懸念用途は、核兵器）7 セットの引き合いを受けた。X 営業課長は、当該周波数変換器を何に使用するのか企業 B の担当者に用途を尋ねたところ、「用途は、企業秘密なので言えない。」と言われた。メーカー A が、企業 B から受注し輸出する場合、輸出許可申請は不要である。

問題 11. 大阪のソフト開発メーカー A の X 技術課長は、注文を受けたソフトウェア α が、リスト規制に該当し、役務取引許可が必要な技術であったにもかかわらず、役務取引許可を得ないで、ニューヨークにあるメーカー B にソフトウェア α を提供した。この場合、X 技術課長が、外為法第 25 条第 1 項の法律の規定を知らなかったのであれば、ソフト開発メーカー A は、外為法違反に問われることはない。

問題 12. 大阪の貿易会社 A は、香港にあるメーカー B から、リスト規制に該当しないアルミニウム合金の引き合いを受けた。メーカー B のサイトには、中国の軍と取引があることが記載されていた。貿易会社 A は、メーカー B とは、初めての取引であったので、使用目的を何度か尋ねたが、回答は得られなかった。貿易会社 A では、自社の輸出管理内部規程に則り、最終的には輸出管理の最高責任者である代表取締役が総合的に判断して、当該取引を辞退することにした。貿易会社 A の対応は、輸出管理上、適切である。

問題 13. 他社の製品を輸出する場合、該非判定の責任は外為法上、輸出者にあるので、購入先のメーカーの該非判定書を入手し、再度、輸出者自身が該非をチェックすることが重要である。

問題 14. 輸出管理内部規程における取引審査の責任者は、企業の場合、ビジネスを円滑に進めるために取引内容や顧客について熟知している営業部長が最も適任である。

- 問題 1 5. 東京にある電機メーカーAのX課長は、ニューヨークに2週間の予定で出張している部下Y宛に、明日、リスト規制に該当する暗号装置の製造技術αを社内の情報共有のために電子メールで送る予定である。この場合、外国への技術提供にあたるので、外為法第25条第1項の役務取引許可が必要である。
- 問題 1 6. 東京にある貿易会社Aの海外営業部のX課長は、シンガポールにあるメーカーBより、菓子製造用にロボットαの注文を受けた。X課長は、ロボットαを製造している大阪のメーカーCに発注し、該非判定書を手に入れたところ、「ロボットαは、輸出令別表第1の1から16の項に該当しない。」と記載されていた。下線部分の記述は、誤っている。
- 問題 1 7. 経済産業大臣は、輸出許可を必要とする貨物を無許可で輸出した者に対し、7年以内の期間で、輸出禁止等の行政制裁を科すことができる。下線部分は正しい。
- 問題 1 8. 東京にあるA大学のX教授は、3年前にフランスで出版されたロケット工学の専門書α（外為令別表の4の項に該当する技術を含んでいる。）を外国ユーザーリストに掲載されている中国の大学（懸念区分は、ミサイル）に勤務しているY教授に提供する予定である。この場合、役務取引許可は不要である。
- 問題 1 9. 横浜にある工作機械メーカーAは、都内にあるB国の在日大使館より、外為令別表の2の項に該当するソフトウェア（1セット）の注文を受けた。工作機械メーカーAが、B国の在日大使館に、当該ソフトウェアを納品する場合、役務取引許可が必要である。
- 問題 2 0. 運用通達によれば、輸出許可の申請者は、貨物の輸出者ではなく、貨物の所有者と規定されている。
- 問題 2 1. 特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可が適用できるリスト規制該当貨物であっても、仕向地がフランスで、マシンガンの製造に用いられる場合は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可は、「失効」する。
- 問題 2 2. 東京にあるA大学では、ロボットや素材に関する最先端の技術を扱っているが、大学には、憲法第23条によって、学問の自由が保障されているので、輸出管理を実施する必要はない。

問題 2 3. 東京にあるメーカー A は、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第 1 の 3 の項（2）に該当するバルブをアメリカにある水処理メーカー B に輸出した。この場合、この輸出に関する資料を輸出管理内部規程に基づき、輸出時から少なくとも 7 年間 保存する必要がある。下線部分は正しい。

問題 2 4. キャッチオール規制に関する輸出許可・役務取引許可の申請は、経済産業省の安全保障貿易審査課に行う必要がある。

問題 2 5. 輸出令別表第 1 の 2 の項の中欄では、「次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定める仕様のもの」と規定されている。この経済産業省令とは、「輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」（貨物等省令）をいう。

※問題文中で使用される略称・用語について

| | |
|-----------|---|
| 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 輸出令 | 輸出貿易管理令 |
| 外為令 | 外国為替令 |
| 少額特例 | 輸出令第4条第1項第四号で規定されている特例 |
| 運用通達 | 輸出貿易管理令の運用について |
| 無償告示 | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 |
| キャッチオール規制 | 大量破壊兵器キャッチオールと通常兵器キャッチオール規制の両方の概念を含む総称。専ら需要者や用途に着目した規制。リスト規制を補完するという意味で、補完的輸出規制ともいう。 |